

11-2 災害対策自動車班編成表（愛媛運輸支局）

（令和4年9月1日現在）

自愛媛運輸支局長
089
956-1563

貨物支班長 (一社)愛媛県トラック協会 会長 御手洗 安 089-957-1069	四国中央地区	トーヨー・ロジテック(株)	代表取締役 西岡 齊	0896-24-2700
	分隊長			
	新居浜地区	明星運輸(株)	代表取締役 明星 元	0897-46-3444
	分隊長			
	今治地区	四國陸運(株)	代表取締役 門田 大	0898-32-5252
	分隊長			
	松山地区	伊予商運(株)	代表取締役 中村 仁	089-985-1381
	分隊長			
	八幡浜地区	保内運送(有)	代表取締役 竹井 伸夫	0894-36-0921
	分隊長			
	東宇和地区	(有)明浜運送	代表取締役 高間 登	0894-64-0126
	分隊長			
宇和島地区	伊豫貨物自動車(株)	代表取締役 土居 大輔	0895-22-5345	
分隊長				
霊柩支班長 愛媛県霊柩自動車協会 会長 清水 健吉 0895-62-4155	東予地区	(有)佐々木葬祭	代表取締役 佐々木 孝一	0897-55-3210
	分隊長			
	中予地区	(有)鶴岡	代表取締役 結城 旬	089-956-0019
分隊長				
南予地区	(有)田村商店	代表取締役 田村 芳久	0895-32-2221	
分隊長				
乗合支班長 (一社)愛媛県バス協会 会長 清水 一郎 089-931-4094	松山地区	伊予鉄バス(株)	代表取締役 清水 一郎	089-948-3140
	分隊長			
	今治地区	瀬戸内運輸(株)	代表取締役 渡邊 和秀	0898-23-3450
	分隊長			
	宇和島地区	宇和島自動車(株)	代表取締役 村重 敦	0895-22-2202
	分隊長			
乗用支班長 (一社)愛媛県ハイヤー タクシー協会 会長 渡部 光男 089-941-7481	八幡浜地区	伊予鉄南予バス(株)	代表取締役 松本 真一	0894-22-3200
	分隊長			
	新居浜地区	瀬戸内運輸(株)新居浜営業所	代表取締役 渡邊 和秀	0897-33-9166
	分隊長			
大三島地区	瀬戸内海交通(株)	代表取締役 門田 正孝	0897-82-0076	
分隊長				
宇摩地区 分隊長 宇田 直器 0896-24-2525	宇摩地区	宇田タクシー(株)	代表取締役 宇田 直器	0896-24-2525
	分隊長			
	新居浜・西条地区	渡部タクシー(株)	代表取締役 渡部 光男	0897-56-0222
	分隊長			
	周桑地区	(有)周桑丹原タクシー	代表取締役 渡部 光男	0898-64-2313
	分隊長			
	今治地区	河南タクシー(有)	代表取締役 平野 勇夫	0898-32-0011
	分隊長			
	松山地区	伊予鉄タクシー(株)	代表取締役 芳野 雅郎	089-948-3151
	分隊長			
中予地区	(有)ソバメハイヤー	代表取締役 伊藤 秀人	089-994-0017	
分隊長				
大洲・喜多地区	(有)肱南タクシー	代表取締役 得村 悠	0893-24-0260	
分隊長				
八西地区	(株)富士タクシー	代表取締役 甲野 恵三	0894-23-1000	
分隊長				
南予地区	宇和島ハイヤー(株)	常務取締役 弓削 利明	0895-22-4544	
分隊長				

11-3 自動車出勤計画表（四国運輸局愛媛運輸支局）

（令和3年9月1日現在）

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数						備考		
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合計	
					大	小	大	小	大	小		大	小
四国中央	四国中央市	一般	トーヨー・ロジテック株式会社	0896-24-2700	1				1			2	
	"		金生運輸株式会社	0896-58-4356	1				1			2	
	"		南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1			2	
	"		三島運輸株式会社	0896-24-2049	1				1			2	
	"		大一運送株式会社	0896-58-4396				1		1		2	
	"		川之江港湾運送株式会社	0896-58-1230				1		1		2	
	"		株式会社寒川港湾荷役	0896-25-1366				1		1		2	
	"		真鍋産業株式会社	0896-25-1811				1		1		2	
	"		四国福山通運株式会社四国中央営業所	0896-25-2921				1		1		2	
	"		丸福運送株式会社	0896-58-4428				1		1		2	
	"		大西物流株式会社	0896-25-0222				1		1		2	
	"		タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335				1		1		2	
	"		丸調運輸株式会社	0896-56-5581				1		1		2	
	"		四国興産有限公司	0896-58-6148				1		1		2	
	"		日本興運株式会社	0896-24-2550				1		1		2	
計					4		11		15		30		
東予 新居浜 西条	新居浜市	一般	明星運輸株式会社	0897-46-3444	1				1			2	
	"		一宮運輸株式会社	0897-33-0138	1				1			2	
	"		桑原運輸株式会社	0897-35-1111	1				1			2	
	"		宝運送株式会社	0897-32-5871				1		1		2	
	"		森実運輸株式会社	0897-37-0111				1		1		2	
	"		森実エクスプレス株式会社	0897-37-3350				1		1		2	
	"		日本通運株式会社新居浜支店	0897-46-2294				1		1		2	
	"		三豊運送株式会社新居浜営業所	0897-46-3143				1		1		2	
	"		株式会社小川運送	0897-46-1133				1		1		2	
	"		浜栄倉庫株式会社	0897-33-3161				1		1		2	
	"		株式会社アトラス	0897-46-3477				1		1		2	
	"		四国梱包運送株式会社	0897-45-2000				1		1		2	
	"		住化ロジスティクス株式会社	0897-33-2171				1		1		2	
	西条市		高瀬運送株式会社	0897-56-2196	1							2	
	"		株式会社あじふく	0898-72-2222	1							2	
	"		是則西条運輸株式会社	0897-56-0330				1		1		2	
	"		有限会社宇佐美運輸	0897-56-2380				1		1		2	
	"		黒川運送有限公司	0897-57-9621				1		1		2	
"	宮雅運輸有限公司	0897-55-8009				1		1		2			
"	周桑運送株式会社	0898-64-3120				1		1		2			
"	丹下建設工業株式会社	0898-65-5568				1		1		2			
"	株式会社丹下興産	0898-68-7738				1		1		2			
"	庄内陸運有限公司	0898-64-4587				1		1		2			
"	道前運送株式会社	0898-64-5115				1		1		2			
計					5		19		24		48		
今治	今治市	一般	四國陸運株式会社	0898-32-5252	1				1			2	
	"		株式会社大西運送	0898-53-3220	1				1			2	
	"		伊豫運送株式会社	0898-32-5171	1				1			2	
	"		渦潮運送株式会社	0898-48-5505	1				1			2	
	"		一宮運輸株式会社四国支社今治支店	0898-48-3366				1		1		2	
	"		株式会社大西運輸	0898-53-3377				1		1		2	
	"		有限会社小川商事	0897-87-2238				1		1		2	
	"		越智急送有限公司	0897-87-4074				1		1		2	
	"		くるしま運送有限公司	0898-23-1149				1		1		2	
	"		四国西濃運輸株式会社今治支店	0898-32-2600				1		1		2	
	"		四国福山通運株式会社今治支店	0898-48-2222				1		1		2	
	"		伸栄産業株式会社	0898-22-5550				1		1		2	
	"		成功開発株式会社	0897-86-3537				1		1		2	
	"		株式会社正和運輸	0898-52-2711				1		1		2	
	"		株式会社せとうち総業	0898-48-5111				1		1		2	
	"		津倉産業株式会社	0897-72-1565				1		1		2	
	"		日本通運株式会社今治支店	0898-48-6900				1		1		2	
"	株式会社吉忠本社	0898-35-2270				1		1		2			
"	青鬼運送株式会社	0898-32-0557				1		1		2			
計					4		15		19		38		
小計					13		45		58		116		

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数				備考				
					第1次出勤		第2次出勤			第3次出勤		合計	
					大	小	大	小		大	小	大	小
中予	松山	一般	株式会社大西運送松山営業所	089-979-4822	1				1		2		
			城北運送株式会社	089-979-0011	1				1		2		
			愛媛合同物流株式会社	089-979-0056	1				1		2		
			四国名鉄運輸株式会社	089-972-1231	1				1		2		
			有限会社向南運送	089-962-7125	1				1		2		
			日本通運株式会社松山支店	089-941-5112	1				1		2		
			伊予運輸有限公司	089-975-0227			1		1		2		
			大原運送有限公司	089-945-8586			1		1		2		
			四国総合流通株式会社	089-973-0801			1		1		2		
			四国福山通運株式会社松山支店	089-972-3333			1		1		2		
			重松倉庫株式会社	089-921-3085			1		1		2		
			中島運送有限公司	089-997-0066			1		1		2		
			有限会社西川運送	089-957-4448			1		1		2		
			日進海運株式会社	089-972-1941			1		1		2		
			大栄海運株式会社	089-951-2288			1		1		2		
			西原資源株式会社	089-905-7810			1		1		2		
			伊予商運株式会社	089-946-8001			1		1		2		
			有限会社大野ヶ原物流	089-960-3657					1		1	2	
			伊予市	株式会社入本物流	089-967-5065						1	1	2
			東温市	カネサ運輸株式会社	089-982-0113						1	1	2
		四国西濃運輸株式会社	089-951-3111					1	1	2			
		計			12		9		21		42		
	小計				12		9		21		42		
南予	八幡浜 大洲	一般	保内運送有限公司	0894-36-0921	1				1		2		
			株式会社フジ物流	0893-23-0381			1		1		2		
			丸回企業株式会社	0894-22-4133			1		1		2		
			だいたい運送株式会社	0894-36-1145			1		1		2		
			大洲市	渡辺興業株式会社	0893-52-1143	1				1		2	
			伊豫海運株式会社	0893-52-3131			1		1		2		
			宇和島自動車運送株式会社八幡浜営業所	0894-22-0056			1		1		2		
			城戸運送有限公司	0893-25-0224			1		1		2		
			四国西濃運輸株式会社大洲営業所	0893-24-4170			1		1		2		
			四国福山通運株式会社大洲営業所	0893-25-3700			1		1		2		
			四国名鉄運輸株式会社大洲支店	0893-25-5511			1		1		2		
			中央建設株式会社	0893-24-3556			1		1		2		
			富士運輸有限公司	0893-25-2729			1		1		2		
			日本通運株式会社西予支店	0893-59-1777			1		1		2		
			有限会社五郎陸運	0893-25-0324			1		1		2		
			内子町	福田運送有限公司	0893-44-2648	1				1		2	
			新興運輸株式会社	0893-44-3133			1		1		2		
			御祓運送有限公司	0893-43-0726			1		1		2		
			西予市	有限会社大一運送	0894-33-0045	1				1		2	
					計			4		15		19	
東宇和	西予市	一般	有限会社明浜運送	0894-64-0126	1				1		2		
			愛媛急配株式会社	0894-72-0062	1				1		2		
			野村運送有限公司	0894-72-3398			1		1		2		
			有限会社石田運送	0894-62-0359			1		1		2		
			有限会社大野ヶ原運送	0894-76-0856			1		1		2		
			河辺運送有限公司	0894-62-0817			1		1		2		
			三興運輸有限公司	0894-62-1164			1		1		2		
			有限会社西川商運	0894-69-1266			1		1		2		
			株式会社西建設	0894-77-0321			1		1		2		
			大東建設株式会社	0894-62-5501			1		1		2		
			太陽運送株式会社	0894-62-0322			1		1		2		
			株式会社野村貨物	0894-75-0303			1		1		2		
			東和運送株式会社	0894-66-0621			1		1		2		
					計			2		11		13	
宇和島	宇和島市	一般	伊予貨物自動車株式会社	0895-22-5345	1				1		2		
			南豫通運株式会社	0895-23-0030	1				1		2		
			宇和島自動車運送株式会社	089-973-6161	1				1		2		
			末光運送株式会社	0895-22-0717	1				1		2		
			宇和島倉庫株式会社	0895-23-0936			1		1		2		
			有限会社宇和海運輸	0895-25-3011			1		1		2		
			愛媛砂利株式会社	0895-25-2244			1		1		2		
			株式会社ガイヤエクスプレス	0895-49-6888			1		1		2		
			下波運送株式会社	0895-27-2660			1		1		2		
			南予名鉄急配株式会社	0895-22-1441			1		1		2		
			有限会社坂口運送	0895-52-0112			1		1		2		
			梶原運送有限公司	0895-32-6652			1		1		2		
			有限会社勝山運送	0895-44-3020			1		1		2		
			有限会社中江運送	0895-52-1531			1		1		2		
			マルニ運送有限公司	0895-49-6854			1		1		2		
			北宇和郡	松丸陸運有限公司	0895-42-0072			1		1		2	
			吉興株式会社	0895-72-0214			1		1		2		
			南宇和郡	有限会社滝野産業	0895-72-0214			1		1		2	
	御荘陸運株式会社	0895-72-0098			1		1		2				
		計			4		15		19		38		
	小計				10		41		51		102		
	合計				35		95		130		260		

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考	
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計			
					大	小	大	小	大	小	大	小		
地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考	
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計			
					大	小	大	小	大	小	大	小		
東予	新居浜 今治 大三島	新居浜市 今治市 "	乗合 貸切	瀬戸内運輸株式会社新居浜営業所	0897-46-6820			1		1		2		
				" 今治営業所	0898-23-3881	1		1		1		3		
				瀬戸内海交通株式会社	0897-82-0076		2						2	
				小計		1	2	2		2		5	2	
中予	松山	松山市	乗合 貸切	伊予鉄バス株式会社松山室町営業所	089-941-3574	1		1		4		6		
				" 松山斎院営業所	089-972-2516	1		1		1		3		
				J R 四国バス株式会社松山支店	089-943-5015			3	1			3	1	
				小計		2		5	1	5		12	1	
南予	大洲 八幡浜 " 宇和島 城辺	大洲市 八幡浜市 " 宇和島市 南宇和郡	乗合 貸切	宇和島自動車株式会社大洲営業所	0893-24-2171	1		1		1		3		
				伊予鉄南予バス道株式会社八幡浜営業所	0894-22-3200	1		1		1		3		
				宇和島自動車株式会社八幡浜営業所	0894-22-2400	1		1				2		
				" 宇和島営業所	0895-22-4696	1		2		2		5		
				" 城辺営業所	0895-72-0772	1		1				2		
				小計		5		6		4		15		
合計		8	2	13	1	11		32	3					

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数						備考			
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合計		
					大	小	大	小	大	小		大	小	
東予	四国中央市	霊柩	(株)コスモス 篠原 一志 0896-58-6889				1				1			
			(有)宇摩公益社 相澤 裕二 0896-23-3478				1				1			
			三島公益センター(株) 伊藤 誠史 0896-23-5176						1			1		
	西条市		(有)佐々木葬祭 佐々木 孝一 0897-55-3210				1		1			2		
			西条環境整備(株) 稲井 和久 0897-55-3244						1			1		
			えひめ未来農業協同組合 加藤 尚 0897-37-1004		1								1	
	今治市		周桑農業協同組合 山内 謙治 0898-68-7800				1					1		
			(有)菅公益社 菅 主浩 0898-33-4444							1		1		
			池内葬儀社 池内 哲郎 0898-22-1749								1		1	
			今治互助センター(株) 青野 忠正 0898-22-3535		1		1						2	
			(株)ジェイエイ越智今治 曾我 治元 0898-33-5580		2		1						4	
			大三島葬儀社 菅 加津江 0897-82-0182									1	1	
			(有)大島葬儀社 馬越 美鈴 0897-86-2168									1	1	
小計					4		6		8		18			
中予	松山市	霊柩	(有)せとまる 瀬戸丸 掬 089-993-4949				1		1		2			
			(有)てらだ 寺田 明 089-993-0413							1		1		
			(株)村田 結城 旬 089-941-4444		2		1		1			4		
	伊予市		(有)鶴岡 結城 旬 089-956-0019		1							1		
			(株)松山公益社 兵頭 和之 089-933-1200							1		1		
			(有)高須賀公益葬祭 高須賀 至 089-946-4040								1		1	
			(株)小倉葬祭社 小倉 早織 089-933-3008		1						1		2	
			(株)かいそう会館 宮内 三郎 089-923-6555								1		1	
			(株)愛礼 二宮 悟 089-968-2366		1		1				1		3	
			(株)公益社 福岡 正人 089-982-4242		1		1				2		4	
	伊予郡 砥部町	(株)ジェイエイえひめ中央 白石 仁志 089-905-1040							1		1			
	東温市	四国西濃運輸(株) 川上 和則 089-951-3311								1	1			
	小計					6		5		11		22		
南予	大洲市	霊柩	水都開発(有) 菊地 秀明 0893-59-4900							1		1		
			(株)ジェイエイにしうわ 都築 雅秀 0894-24-1935								1	1		
	八幡浜市		(有)清水葬儀社 清水 健吉 0894-62-4155		1						1	2		
			川田仏具店 川田 寛 0894-72-0225								1	1		
			(有)野村葬儀社 岡田 周三 0894-72-0081								1	1		
	宇和島市		東宇和農業協同組合 石野 満章 0894-62-7570					1		1		2		
			(有)宇都宮葬儀社 宇都宮 一善 0895-22-2311								1	1		
			(有)田村商店 田村 芳久 0895-32-2221		1		1						2	
			(有)佐久間葬儀社 佐久間 豊志 0895-52-0469									1	1	
			ハラダ協同サービス(株) 原田 宗一郎 0895-45-3610									1	1	
北宇和郡 鬼北町	倉田葬儀社 倉田 栄一 0895-72-0669						1		1	2				
小計					2		3		10		15			
合計					12		14		29		55			

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数								備 考		
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合 計				
					大	小	大	小	大	小	大	小			
東 予	宇 摩	乗 用	丸ハタタクシー株式会社	0896-58-2121		1				1		2			
			川之江タクシー株式会社	0896-58-1188				1			1		1		
			宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2			1			1		4	
			三島交通株式会社	0896-24-5455		2					2		4		
			まるみタクシー株式会社	0896-23-2323				1					1		
			計			5		3		4		12			
	新居浜 西 条	乗 用	あかがねタクシー株式会社	0897-45-0181						1		1			
			愛媛近鉄タクシー株式会社新居浜営業所	0897-37-3070		1				1		2			
			有限会社日新タクシー	0897-32-2764				1				1			
			株式会社駅前タクシー	0897-37-2308		1				1		2			
			有限会社光タクシー	0897-43-7563				1			1		1		
	西条市	乗 用	渡部タクシー株式会社	0897-56-0222		1				1		2			
			瀬戸タクシー株式会社	0897-56-1130				1				1			
			計			3		3		4		10			
	周 桑	乗 用	有限会社小松タクシー	0898-72-2124					1			1			
			有限会社周桑丹原タクシー	0898-68-7222		1				2		3			
			計			1		1		2		4			
	今 治 越 智	乗 用	瀬戸内タクシー株式会社	0898-32-6115		2		1				3			
			常盤タクシー株式会社	0898-32-0011		1				1		2			
河南タクシー有限会社			0898-22-6237						2		2				
株式会社大西運輸			0898-53-3349						1		1				
有限会社波方タクシー			0898-52-2358						1		1				
有限会社別所タクシー			0898-55-3001						1		1				
上浦交通有限会社			0897-87-2400				1		1		2				
		有限会社おおしまタクシー	0897-84-2629					1		1					
		計			3		2		8		13				
		小 計			12		9		18		39				
東 温	乗 用	有限会社北条栗井交通	089-993-1290		1						1				
		有限会社栗井タクシー	089-994-0017					1			1				
		川上タクシー 黒瀬 眞壽博	089-966-2035		1						1				
		計			2		1		0		3				
中 予 松 山	乗 用	有限会社森松交通	089-956-2255					1			1				
		有限会社城南タクシー	089-957-5565					1			1				
		松山タクシー株式会社	089-924-8676		3		1		1		5				
		伊予鉄タクシー株式会社	089-948-3151		6		2		1		9				
		愛媛近鉄タクシー株式会社	089-924-8112		5		2		1		8				
		銀座タクシー株式会社	089-971-1515		1		1				2				
		東洋タクシー株式会社	089-931-5905		1				1		2				
		瀬戸内タクシー有限会社	089-915-1221		1				1		2				
		有限会社富士第一交通	089-924-4122		1		1				2				
		前道後タクシー有限会社	089-978-0981				1				1				
		有限会社城北タクシー	089-925-0124						1		1				
		松山西第一交通株式会社	089-972-1215						1		1				
		株式会社仔馬タクシー	089-975-6001						1		1				
		関西タクシー株式会社	089-951-0261		1						1				
		株式会社南海東道後タクシー	089-951-1538						1		1				
		日の丸タクシー有限会社	089-932-5656				1				1				
大和交通株式会社	089-931-1795						1		1						
		有限会社二神タクシー	089-951-0063					1		1					
		計			19		11		11		41				

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数								備 考	
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合 計			
					大	小	大	小	大	小	大	小		
中 予	伊予 上浮穴郡		有限会社ツバメハイヤー	089-982-0456						1		1		
			有限会社郡中タクシー	089-982-0369		1		1				2		
			株式会社伊予観光タクシー	089-982-0123				1				1		
			どるばハイヤー有限公司	089-986-0022				1				1		
			有限会社砥部タクシー	089-958-3311				1				1		
			有限会社松前交通タクシー	089-984-1017		1						1		
			面河タクシー有限公司	0892-21-1220		1		1				2		
			有限会社奥元タクシー	0892-52-2442							1		1	
美川タクシー有限公司	0892-56-0001							1		1				
計						3		5		3		11		
小 計						24		17		14		55		
予	大洲	乗用	有限会社内子タクシー	0893-44-2311				1				1		
			池田タクシー株式会社	0893-44-2191		1				1		2		
			鹿野川タクシー 岩田 良一	0893-34-2619						1		1		
			有限会社大洲タクシー	0893-24-3262		1						1		
			有限会社安全タクシー	0893-25-1122		1						1		
			有限会社肱南タクシー	0893-24-0260					1			1		
	計						3		2		2		7	
	八幡浜 西宇和	乗用	アトムタクシー株式会社	0894-22-0777		1		1					2	
			株式会社すみれタクシー	0894-22-0250		1		1					2	
			株式会社富士タクシー	0894-23-1000		1		2					3	
			有限会社三崎自動車	0894-54-0016		1						1		
			みかめ観光株式会社	0894-33-2115							1		1	
	計						4		4		1		9	
	東宇和	乗用	有限会社卯之町タクシー	0894-62-0510		1		1		1			3	
			有限会社土居どろんこタクシー	0894-83-0323						1		1		
有限会社惣川			0894-76-0006						1		1			
計						1		1		3		5		
北宇和 南宇和 宇和島	乗用	有限会社日吉タクシー	0895-44-2324		1							1		
		近永タクシー有限公司	0895-45-0065		1							1		
		有限会社松野タクシー	0895-42-1108							1		1		
		南予タクシー有限公司	0895-32-2321				1				1			
		有限会社広見タクシー	0895-45-1231						1		1			
		南予タクシー有限公司	0895-82-1181						1		1			
		井上タクシー 井上 浩治	0895-72-1238				1				1			
		有限会社みなみ交通	0895-72-0034				1				1			
		有限会社御荘タクシー	0895-72-0350		1						1			
		四国自動車交通株式会社	0895-22-2345		1	1			1		3			
有限会社宮脇タクシー	0895-22-1500		1	1			1		3					
宇和島ハイヤー株式会社	0895-22-4544		4	2			3		9					
計						9		7		8		24		
小 計						17		14		14		45		
合 計						53		40		46		139		

11-4 緊急通行車両の標章並びに通行証（防災危機管理課、県警本部）

緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行規則（別記様式第3）

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様下）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を吟色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

通行車両の証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	Ⓔ
		公安委員会	Ⓔ
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

11-5 海上物資輸送計画（愛媛運輸支局）

（令和4年4月1日現在）

種別 地区	輸送協力 班名	住 所	所 有 船 舶				確保可能 船 舶
			事業 者数	隻数	G/T	D/T	
中予	松山地方 海運組合	松山市海岸通1455-1	14	29	74,892	128,782	災害の種類 及程度に 応じ、別 に定める 計画によ る。
	中予地区 海運組合	松山市海岸通1455-1	25	36	19,328	46,645	
	長浜内航 海運組合	大洲市長浜甲1030-3	10	19	17,153	34,344	
	北条市船 海運組合	北条市辻1461	2	5	4,490	10,753	
東予	今治地区 海運組合	今治市片原町1-100-3	114	194	257,941	452,932	
	新居浜地区 海運組合	新居浜市西原町2-7-21	38	41	49,946	71,976	
南予	南予内航 海運組合	宇和島市住吉町2-7-14	20	29	35,249	72,887	
	合 計		223	353	458,999	818,319	

11-6 海上人員輸送計画（愛媛運輸支局）

（令和4年4月1日現在）

下段()…予備船(正数に含まない)

協 力 班 事業者名称等	住 所	航 路 名	保 有 船 舶			確保可能 船 舶
			隻数	G/T	定員	
新 居 浜 市	新居浜市 一宮町1-5-1	大島/黒島	2	207	315	
住 鋤 物 流 (株)	新居浜市 西原町3-5-3	四阪/新居浜	1	459	151	
芸 予 汽 船 (株)	今治市片原町1-100-3	今治/土生	2	99	194	
大 三 島 ブ ル ー ラ イ ン (株)	今治市片原町1-100-3	今治/ 木江・大三島・岡村	1	224	190	
侑 くるしま	今治市波止浜3-6-22	馬島/波止浜	1	19	58	
四 国 開 発 フ ェ リ ー (株)	今治市共栄町2-3-1	東予/新居浜/ 神戸/大阪	3	45,250	1,256	
シーセブン(侑)	今治市伯方町 木浦甲2779-5	宮窪/尾浦	1	19	35	
今 治 市	今治市別宮町1-4-1	津島/幸	1	19	30	
今 治 市	今治市別宮町1-4-1	岡村/今治	2	198	175	
津 島 渡 船 (侑)	今治市片原町1-100-3	津島/今治	1	19	30	
上 島 町	越智郡上島町 弓削下弓削210	魚島/弓削/土生	1	52	82	
上 島 町	越智郡上島町 弓削下弓削210	立石/長崎	1 (1)	194 (146)	150 (120)	
岩 城 汽 船 (株)	越智郡上島町岩城610	海原/船越/土生	1 (1)	18 (19)	90 (90)	
(株)小松商店	今治市菊間町浜88	菊間港/菊間沖	2	26	85	
愛 媛 県 漁 業 協 同 組 合	松山市二番町4丁目6-2	宮窪能島周辺 海域周遊	3	15.2	134	
(株)しまなみ	今治市大浜町1-丙-232-	来島海域周遊	3 (4)	28.8 (58.9)	154 (214)	
(株)イマダイ コーポレーション	今治市常盤町4-2-8	今治/四阪島	1	253	230	

協力事業者名称等	住所	航路名	保有船舶			確保可能船舶
			隻数	G/T	定員	
松山市	松山市二番町4-7-2	中須賀/鹿島	2	36	110	
(有)新喜峰	松山市北条341-1	安居島/北条	1	19	35	
中島汽船(株)	松山市高浜町5-2259-1	三津浜/中島	4 (2)	1,318 (724)	1,001 (578)	
石崎汽船(株)	松山市高浜町5-2259-1	松山/宇品	4	2,124	912	
松山・小倉フェリー(株)	松山市高浜町5-2259-1	松山/小倉	2	8,515	962	
(株)ごごしま	松山市由良町1234	由良・泊/高浜	2	316	290	
青島海運(有)	大洲市長浜甲1030-3	青島/長浜	1	19	34	
九四オレンジフェリー(株)	八幡浜市沖新田1586	八幡浜/臼杵	2	5,842	970	
田中輸送(有)	八幡浜市字沖新田1581-23	大島/八幡浜	1 (1)	56 (15)	78 (43)	
宇和島運輸(株)	宇和島市住吉町3-2-18	八幡浜/別府 八幡浜/臼杵	4	10,164	2277	
盛運汽船(株)	宇和島市 栄町港2-600-15	日振/宇和島	3	291	231	
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	船越/鹿島	1 (1)	16 (19)	50 (67)	
(株)あさ屋	西予市三瓶町朝立 1番耕地548-2	奥地湾周遊	1	18	59	
濱崎又男	宇和島市石応86-4	宇和海諸島周遊	1	9.1	35	
三好春樹	宇和島市坂下津甲97-5	宇和海諸島周遊	1	10	33	
濱宏行	宇和島市日振島3315	宇和海諸島周遊	1	12	37	
大岩幸男	西宇和郡伊方町正野26	佐田岬漁港	1	7.9	30	

11-7 海上保安部所属巡視船艇（第六管区海上保安本部）

(令和2年9月2日現在)

所属	船艇名	船艇型	総トン数	乗員	備考
松山海上保安部	いよ	PM500t	599	24	電話、レーダー、方探、VHF、放水銃 高速機動艇
	おきなみ	PC 23m	64	8	電話、レーダー、VHF、放水銃
	いよざくら	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
今治海上保安部	いよなみ	PC 35m	113	9	電話、レーダー、VHF、放水銃
	せとぎり	PC 35m	113	9	電話、レーダー、VHF、放水銃
	いまかぜ	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
新居浜海上保安署	はまぎく	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
宇和島海上保安部	たかつき	PS130t	114	9	電話、レーダー、方探、放水銃、 高速機動艇、VHF
	おいつかぜ	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃

11-8 海上保安部航空機要目（第六管区海上保安本部）

（令和3年4月1日現在）

所属	型式	番号	愛称	速力(kt)
広島航空 基地	アグスタAW139型	MH962	せとわし1号	167
	アグスタAW139型	MH963	せとわし2号	167
	シコルスキー 76D型	MH921	せとたか	145

（注）各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

11-9 海上保安部監視取締艇（第六管区海上保安本部）

（令和2年1月1日現在）

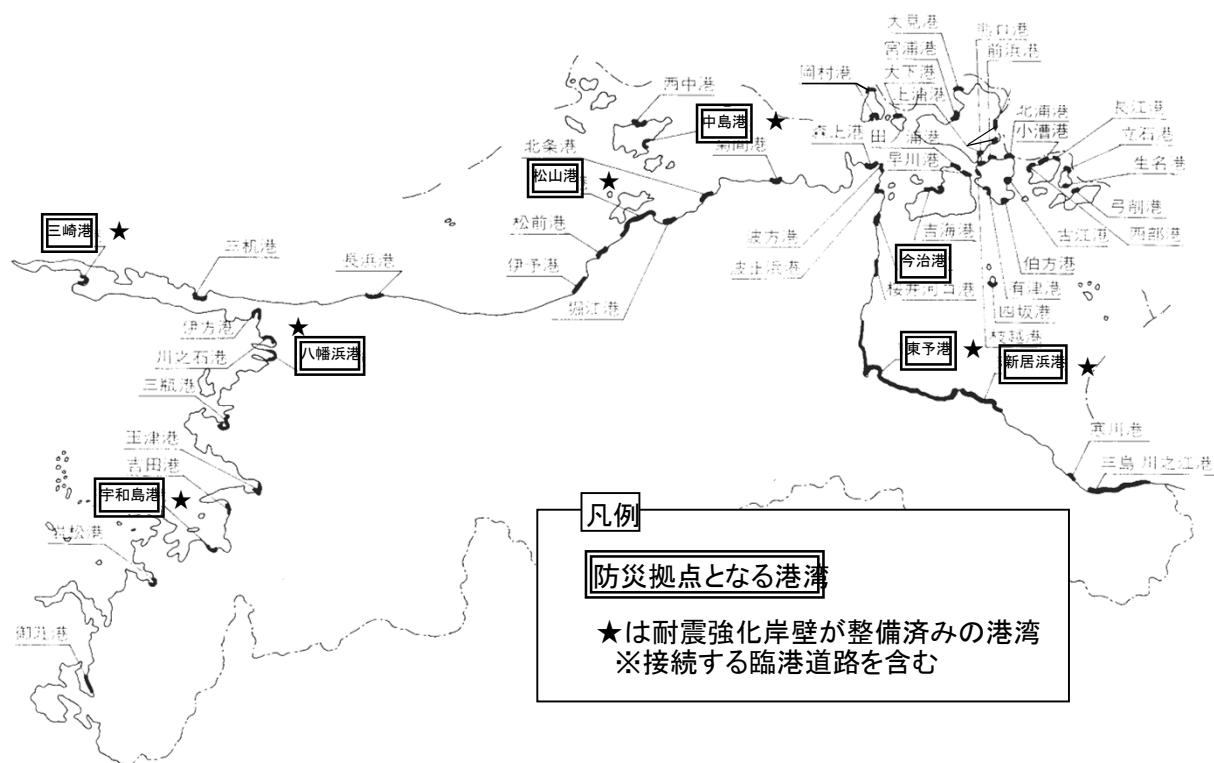
所属	船艇名	備考
松山海上 保安部	でねぶ	
今治海上 保安部	りべら	
新居浜海上 保安署	ふれあです	
宇和島海上 保安部	けんたうるす	

11-10 海上保安部災害時優先電話番号等（第六管区海上保安本部）

（令和2年9月1日現在）

松山海上 保安部	優先番号 089-951-1197	FAX番号 089-951-7796
今治海上 保安部	優先番号 0898-22-0118	FAX番号 0898-22-0118
新居浜海上 保安署	優先番号 0897-32-0118	FAX番号 0897-33-4999
宇和島海上 保安部	優先番号 0895-22-1591	FAX番号 0895-22-1591

1 1 - 1 1 愛媛県港湾位置図（港湾海岸課）



1 1 - 1 2 管理者別港湾の状況（港湾海岸課）

管理者名	分類	数	港 湾 名		
			瀬戸内海	豊後水道	島しょ部
県	重要港湾	4	三島川之江港 東予港、松山港	宇和島港	
	地方港湾	18	長浜港、寒川港 波方港、菊間港 北条港、松前港 伊予港 波止浜港	三崎港 川之石港 玉津港 岩松港 御荘港	伯方港 弓削港 宮浦港 吉海港 中島港
	小計	22	11	6	5
市町	重要港湾	1	今治港		
	地方港湾	26	森上港 堀江港 三机港	八幡浜港 吉田港 伊方港 三瓶港	立石港、生名港 長江港、小漕港 西部港、古江港 北浦港、前浜港 熊口港、枝越港 有津港、上浦港 大見港、岡村港 大下港、田ノ浦港 早川港、四坂港 西中港
	小計	27	4	4	19
港務局	重要港湾	1	新居浜港		
	小計	1	1		
その他	公告水域	1	桜井河口港		
	小計	1	1		
合計	重要港湾	6	5	1	
	地方港湾	44	11	9	24
	公告水域	1	1		
	合計	51	17	10	24

11-13 係留施設の諸元 (港湾海岸課)

大型船係留施設(岸壁)の標準寸法

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
貨物船	載貨重量トン数(DWT)			
	1,000 トン	80 m	4.5 m	15 m
	2,000	100	5.5	15
	3,000	110	6.0	15
	5,000	130	7.0	20
	10,000	160	9.0	20
	12,000	170	9.0	20
	18,000	190	11.0	20
	30,000	230	12.0	20
	40,000	250	13.0	20
	55,000	270	15.0	20
	70,000	280	16.0	20
	90,000	310	17.0	20
	120,000	340	19.0	20
	150,000	360	20.0	20
コンテナ船	載貨重量トン数(DWT)			
	10,000 トン	170 m	9.0 m	50~80 m
	20,000	220	11.0	
	30,000	250	13.0	
	40,000	290	13.0	
	50,000	330	14.0	
100,000	350	15.0		
RORO船	載貨重量トン数(GT)			
	3,000 トン	150 m	6.5 m	15 m
	5,000	180	7.5	20
	10,000	220	9.0	20
	20,000	240	10.0	20
	40,000	250	11.0	20
60,000	270	12.0	20	

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
旅客船	総トン数(GT)			
	3,000 トン	130 m	5.0 m	15 m
	5,000	150	5.5	15
	10,000	180	7.0	20
	20,000	220	8.0	20
	30,000	260	8.0	20
	50,000	310	9.0	20
	70,000	340	9.0	20
	100,000	360	10.0	20
自動車専用船	総トン数(GT)			
	3,000 トン	150 m	5.5 m	15 m
	5,000	170	7.0	15
	12,000	180	7.5	20
	20,000	200	8.0	20
	30,000	230	9.0	20
タンカー	載貨重量トン数(DWT)			
	1,000 トン	80 m	4.5 m	15 m
	2,000	100	5.5	15
	3,000	110	6.5	15
	5,000	130	7.5	20
	10,000	170	9.0	20
	15,000	190	10.0	20
	20,000	210	11.0	20
	30,000	230	12.0	20
	50,000	260	14.0	20

小型船係留施設(物揚場)の標準寸法

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
小型船	載貨重量トン数(DWT)			
	500 トン	60 m	4.0 m	10 m
	700	70	4.0	10

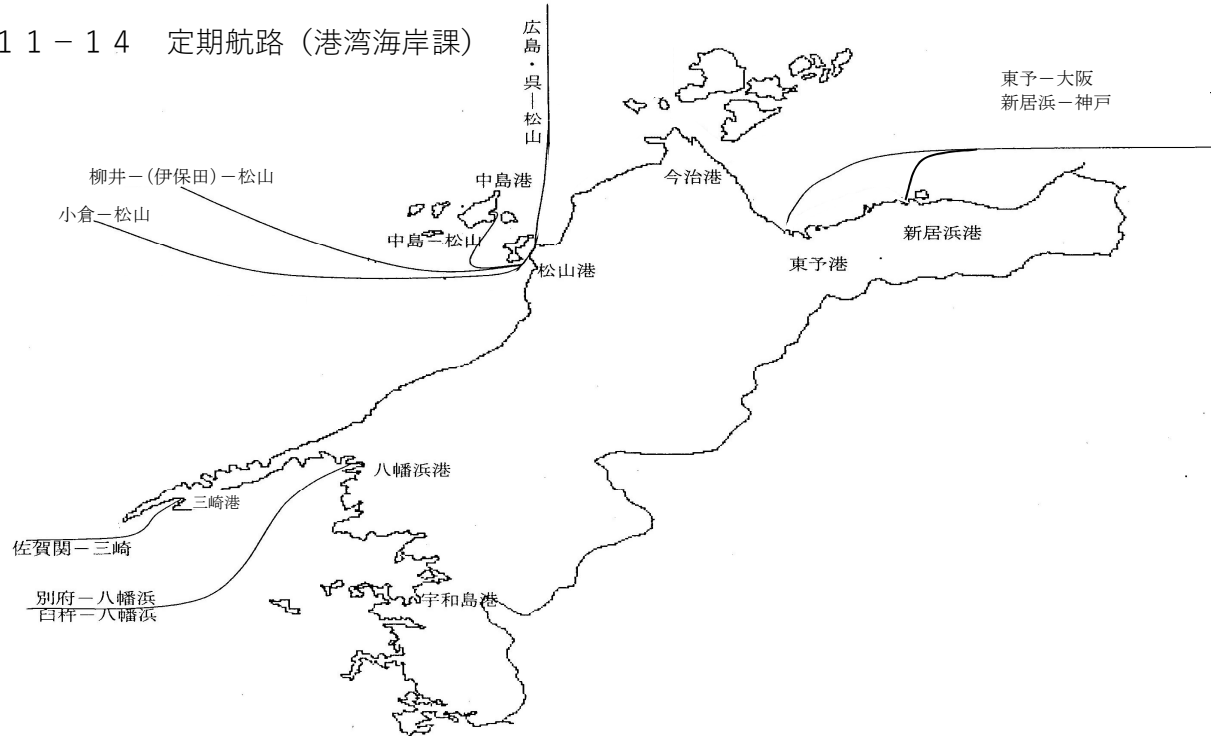
中短距離フェリー(航海距離300km未満)

対象船舶 総トン(GT)	船首尾係船岸のある場合		
	船首尾係船岸長(m)	バースの長さ(m)	バースの水深(m)
400	20	60	3.5
700	20	80	4.0
1,000	25	90	4.5
3,000	25	130	5.5
7,000	30	170	7.0
10,000	30	200	7.5
13,000	35	220	8.0

長距離フェリー(航海距離300km以上)

対象船舶 総トン(GT)	船首尾係船岸のない場合	船首尾係船岸のある場合		
	バースの長さ(m)	船首尾係船岸長(m)	バースの長さ(m)	バースの水深(m)
6,000	190	30	170	7.5
10,000	220	30	200	7.5
15,000	250	40	230	8.0
20,000	260	40	250	9.0

11-14 定期航路 (港湾海岸課)



11-15 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定（県警本部）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県警備業協会（以下「乙」という。）との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、自然災害又は人為的災害で、警察機関のみでは十分な対処ができない大規模災害をいう。

（業務の要請及び提供）

第3条 甲は、愛媛県内において被害が生ずる災害が発生した場合において、災害の状況により必要があると認めるときは、愛媛県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して乙に対し、交通誘導並びに被災地及び避難場所等の警戒活動等被災地域の安全を確保する警備業務（以下「業務」という。）を要請するものとする。

2 甲は、前項の業務を要請するときは、当該業務の内容、要請の期間、場所及び出動警備人員等を明示して行うものとする。

3 乙は、甲からこの協定に基づく業務の要請を受けたときは、災害の状況、可動能力等に応じて業務を提供するものとし、警察本部長が別途指定する基準を満たす警備業者に連絡し、警備員を出動させるものとする。

4 出動警備員は、所属警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が提供した業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、労働省発表の最新の賃金構造統計調査結果等を基礎に警備員の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に定める検定資格取得の有無を考慮して算出された人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、業務終了後、警察本部長を経由して甲に対し、出動した警備業者を代表して費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を出動した警備業者に支払うものとする。

（出動警備員の災害補償）

第6条 この協定に基づく業務に従事した警備員が負傷し、又は死亡した場合の災害保障は、当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（損害の賠償）

第7条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害の賠償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（訓練等）

第8条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した教養訓練に努めるものとする。

（広域支援体制の整備等）

第9条 乙は、この協定に基づき、出動を要請された警備員の人員が確保できるよう、愛媛県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、協会相互間における広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

（協議等）

第10条 この協定の解釈、運用等に疑義を生じたとき、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生ずるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月25日

甲 愛媛県代表者 知事

伊 賀 貞 雪

乙 社団法人愛媛県警備業協会会長

坪 田 守 雄

災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する細目協定

愛媛県警察本部長（以下「甲」という。） 社団法人愛媛県警備業協会会長（以下「乙」という。）は災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、業務の細目的事項に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容及び警備計画書の提出）

第1条 協定第3条第1項の交通誘導警備に関する業務は、甲が指定した道路等において実施するものとし、当該業務に従事する警備員は、原則として、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に定める交通誘導警備に関する検定に合格している者を充てるものとする。

2 協定第3条第1項の警戒活動等に関する業務は、甲が指定した警戒場所及び区域において実施するものとする。

3 乙は、前2項の業務を実施するため、甲と協議の上、緊急交通路確保要員配置表及び避難場所等警戒活動要員配置表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。

4 前項の規定により作成した緊急交通路確保要員配置表及び避難場所等警戒活動要員配置表の全部又は一部を変更するときは、その都度、甲と乙が協議するものとする。

（出動可能人員表の備付け）

第2条 乙は、警察署の管轄区域を単位として、協定に定める業務を提供し得る県内警備業者ごとの可動警備員数等を記載した出動可能人員表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の出動可能人員表を、毎年度当初に、甲に提出しなければならない。

第3条 協定第3条第2項の出動の要請は、文書又は電話等の方法により行うものとする。

2 協定に基づく業務の委託を受けた警備業者は、乙及び指定された配置箇所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）と緊密な連携を図るものとする。

（業務の実施）

第4条 協定に基づき業務に従事する警備業者は、警備員の現場責任者の氏名、出動時間及び使用装備資器材等を署長に報告するものとする。

2 甲は、乙の出動後における具体的業務について指示する場合は、要請業務の実施区域を管轄する警察署長を通じて行うものとする。

（業務の完了）

第5条 警備業者は、業務が完了したときは、直ちに署長に報告するものとする。

（災害及び損害の報告）

第6条 乙は、協定に基づく業務の実施により被災し、又は損害が生じたときは、速やかに事案の概要を甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生じるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月28日

甲 愛媛県警察本部長 篠原 渉

乙 社団法人愛媛県警備業協会会長 坪田 守雄

11-16 災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供、救援物資の輸送の協力、物流専門家の派遣及び救援物資の保管等を行う施設の開設を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物流専門家によるアドバイザー業務
- (4) 必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）の業務
- (5) その他甲が必要とする応急対策業務

（保管施設等の選定及び報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式第2号により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、

保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量

(2) 物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所

(3) その他参考となる事項

(事故等)

第5条 乙の提供した貨物自動車は、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

2 事故の発生等により第3条第4号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管等の継続に努めるものとする。

3 乙は、第3条の業務に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第3号により業務実施内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条第1号、第2号及び第5号の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

2 第3条第3号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第3条第4号の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第9条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）

を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成26年3月18日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 26 年 3 月 18 日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市井門町1081番地1

乙 一般社団法人愛媛県トラック協会

会 長

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第3号により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 物流専門家によるアドバイザー業務

業務内容	人 数	派遣期間	派遣場所	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

5 物資の保管等業務

主な保管品目	数 量	保管期間	保管施設を要する地域名	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

6 その他の応急対策業務

業 務 内 容	輸送期間	輸送区間	備 考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

7 その他

愛媛県知事 様

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 印

災害時における物資等の輸送の業務に係る保管施設等の選定について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 物資の保管等業務

物資の保管等を行う事業者名			
保管施設の 所在地・名称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・数量	保管期間	保管品目	数量

2 物流専門家によるアドバイザー業務

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所

3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 印

災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第6条の規定により次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

3 物流専門家によるアドバイザー業務

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考
平成 年 月 日				

4 物資の保管等業務

別紙「保管等業務管理表」のとおり

5 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から 地先まで			

(注) 別紙「保管等業務管理表」を添付すること

11-17-1 災害時の船舶による輸送等に関する協定（産業政策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛内航海運組合連合会（以下「乙」という。）とは、大規模地震その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。
ただし、緊急を要する場合は、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。
- 3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の組合員が第4条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（組合員名簿の提出）

第8条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回提出するものとする。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成15年4月9日から、その効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 加戸 守行

松山市湊町6丁目6の2
乙 愛媛内航海運組合連合会
会長 真木 克朗

愛媛内航海運組合連合会会長 氏名 殿

愛媛県知事 氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害応急対策のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛内航海運組合連合会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	人	隻	

11-17-2 災害時の船舶による輸送等に関する協定（産業政策課）

愛媛県(以下「甲」という。)と日本内航海運組合総連合会(以下「乙」という。)とは、大規模地震その他の大規模な災害(以下「大規模災害」という。)発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「大規模災害時」という。)における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 県外において災害が発生したとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(要請の方法)

第4条 第2条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない緊急の場合には電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 緊急輸送を必要とする事由
- (2) 日時、場所、用途、輸送物資等
- (3) その他参考となる事項

(業務の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を電話等により報告し、後日文書により報告するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては産業政策課長とし、乙にあつては調査企画部長とする。

(費用負担)

第8条 甲の要請により、乙の会員が実施した、第3条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

2 前項の費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙の会員は、甲の認定を受けた当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報提供)

第10条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その者の責に帰することができない事由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を準用し、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（協議）

第12条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、平成26年2月21日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成26年2月21日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

東京都千代田区平河町2丁目6番4号

乙 日本内航海運組合総連合会

会 長 上 野 孝

1 1 - 1 8 災害時の船舶による輸送等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (3) 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、所属する会員のうちこの協定に基づく輸送業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成17年2月14日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月14日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

松山市三津1丁目4番9号
乙 愛媛県旅客船協会
会 長

愛媛県旅客船協会会長 氏 名 殿

愛媛県知事 氏 名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸 送 人 員 数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者 (物)	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
輸送者	人	(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	
輸送物		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

4 その他の応急対策業務

業 務 内 容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日		
	(至) 月 日		

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛県旅客船協会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

	輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
輸送者	月 日		人	地先から	回	人	隻	
	月 日							
輸送物	月 日			地先から	回	人	隻	
	月 日							

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	回	人	隻	

11-19 災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2に基づき、乙の会員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう
え、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4
乙 一般社団法人愛媛県バス協会

会 長

社団法人愛媛県バス協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県バス協会
会長



災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

1 1 - 2 0 災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県ハイヤー・タクシー協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に基づき、乙の会員が認可を受けている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう
え、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4
乙 愛媛県ハイヤー・タクシー協会

会 長

愛媛県ハイヤー・タクシー協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務


輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

愛媛県ハイヤー・タクシー協会
会長 

災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

1 1 - 2 1 災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、乙の組合員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(組合員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の組合員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市高岡町391番地

乙 赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

理 事 長

様式第1号

第 年 月 日

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合
理事長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他

様式第2号

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

理事長



災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から				

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

11-22 覚書

愛媛県警察本部長（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟四国本部愛媛支部長（以下「乙」という。）は、災害等が発生した場合の緊急車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関する警察官の措置命令等（以下「警察官の措置命令等」という。）の権限の行使に関し、下記のとおり了承する。

記

第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両及び装備の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

第3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

第4 補償

第2の規定により、排除活動に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷または疾病等にかかった場合においては、当該職員の使用人たる乙の責任において補償を行うものとする。

第5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成17年4月22日から適用する。
- 2 この覚書を証とするため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年4月22日

甲 愛媛県警察本部長

栗野友介

乙 社団法人日本自動車連盟

四国地方本部愛媛支部長

平松昇

1 1 - 2 3 災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書

愛媛県警察本部(以下「甲」という。)と石崎汽船株式会社(以下「乙」という。)は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における船舶による警備部隊等の輸送に対し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、海上における警備部隊等の緊急輸送を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請することができるものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外の警備部隊並びに災害対策のため必要な資機材等の緊急輸送業務
- (2) 被災者等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(雑則)

第8条 この規定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その

都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成23年8月24日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 8月 24日

松山市南堀端町2番地2

甲 愛媛県警察本部

本部長

岸 本

吉 生

松山市三津一丁目4番9号

乙 石崎汽船株式会社

代表取締役社長

一 色

昭 造

様式第1号

備 第 号
平成 年 月 日

石崎汽船株式会社
代表取締役社長 氏 名 殿

愛媛県警察本部長

船舶による警備部隊等の輸送業務への協力要請について
みだしのことについて、災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書第2
条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 警備部隊の輸送業務

輸送人員数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

2 警備部隊の輸送に帯同する資機材等の輸送

車 両	備考(車両の区分等)
台	

3 被災者等の輸送

輸送人員数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

4 その他の応急対応業務

業務内容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日 (至) 月 日		

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

石崎汽船株式会社
代表取締役社長
氏 名

船舶による警備部隊等の輸送業務の実施状況の報告について
みだしのことについて、災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書第5
条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 警備部隊の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで	人	から まで	人	隻	回

2 警備部隊の輸送に帯同する資機材等の輸送

車 両	備考(車両の区分等)
台	

3 被災者等の輸送

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで	人	から まで	人	隻	回

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで			人	隻	回

1 1 - 2 4 災害時における自動車等の提供に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県レンタカー協会（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年2月23日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月23日

愛媛県松山市南堀端町2番地2

甲 愛媛県警察本部

本部長 岸本吉生

愛媛県松山市森松町1145番地

乙 愛媛県レンタカー協会

会長 尾崎義彦

愛媛県レンタカー協会
会長 様

愛媛県警察本部長 印

災害時における自動車等の提供の協力要請について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況について様式第2号を提出願います。

記

- 1 災害の状況及び協力要請を要する理由
- 2 災害応急対策実施のために必要な自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 その他
提供を受ける時に運転者の免許証を提示します。

愛媛県警察本部長 様

愛媛県レンタカー協会
会長 印

災害時における自動車等の提供の実施状況の報告について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第5条の規定により次のとおり確認してください。

記

1 提供した自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

2 その他

11-25 災害時における自動車等の提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県レンタカー協会（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年2月23日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月23日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

愛媛県松山市森松町1145番地

乙 愛媛県レンタカー協会

会長

愛媛県レンタカー協会
会長 様

愛媛県知事 印

災害時における自動車等の提供の協力要請について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務完了後、速やかにその実施状況について様式第2号を提出願います。

記

- 1 災害の状況及び協力要請を要する理由
- 2 災害応急対策実施のために必要な自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 その他
提供を受ける時に運転者の免許証を提示します。

愛媛県知事 様

愛媛県レンタカー協会
会長 印

災害時における自動車等の提供の実施状況の確認について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第5条の規定により次のとおり確認してください。

記

1 提供した自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

2 その他